

市民税・県民税の申告手続きに マイナンバーが必要になりました

平成29年度以降の市民税・県民税等の申告手続きには、マイナンバーの記載および本人確認書類の提示が必要となりました。申告の際は、なりすまし防止のため本人確認を行います。

【マイナンバーカード（個人番号）】



1枚の両面で「本人確認」ができます

【通知カード】



住民票の記載事項と一致している場合に限りませ

＋ 身元確認書類

(運転免許証など)

(※扶養控除等を受ける場合は、扶養される方の番号確認書類も必要です。)

◎申告相談時に、以下の書類の提示をお願いします。

【提出者が本人の場合】

個人番号が正しいことの確認	本人であることの確認
◆マイナンバーカードの裏面	◆マイナンバーカードの表面
◆通知カード (住民票の記載事項と一致している 場合に限る)	顔写真付き書類 ◆運転免許証 ◆パスポート ◆障害者手帳 等のうちいずれか1つ
◆個人番号が記載された住民票の写し のいずれか1つ	顔写真無し書類 ◆国民健康被保険者証 ◆年金手帳 ◆後期高齢者医療被保険者証 ◆介護保険被保険者証 等のうちいずれか2つ

【提出者が代理人の場合】

※ 申告者本人の番号確認と代理人の身元確認及び代理権の確認が必要です。

本人の個人番号が正しいことの確認
申告者本人の ◆マイナンバーカードの両面 ◆個人番号が記載された住民票の写し ◆通知カード（住民票の記載事項と一致している場合に限る） のいずれか1つ（写しでかまいません）

及び

代理人の身元確認	代理権についての確認
◆運転免許証 ◆パスポート ◆年金手帳 ◆身体障害者手帳 ◆健康保険証 等のうちいずれか1つ	◆委任状の原本 ※裏面に委任状の様式があります。